

# 郡山市中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要綱

平成21年4月1日制定

平成26年10月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

## (目的)

第1条 この要綱は、中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施要領（平成19年3月30日社援発第0330007号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「要領」という。）に基づき、市に永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等に対し、郡山市中国残留邦人等への地域生活支援プログラムを実施することにより、日本語学習及び生活の支援（以下単に「支援」という。）を行い、社会的、経済的自立の助長を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 親族等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等をいう。
- (3) 永住帰国者等 前2号に規定する者であって、永住を目的として本邦に帰国したものをいう。
- (4) 支援・相談員等 中国残留邦人等のために日常生活上の諸問題に関する相談、助言及び指導並びに市区町村等の公的機関への連絡及び付添いを行う、支援・相談員及び自立指導員をいう。
- (5) 支援給付 法第14条第1項に規定する支援給付をいう。

## (事業対象)

第3条 郡山市中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業（以下「プログラム事業」という。）の対象者（以下「事業対象者」という。）は、永住帰国者等であって市の区域内に居住するもののうち、支援給付又は生活保護を受給している者とする。

## (事業実施体制)

第4条 市長は、プログラム事業を実施するにあたり、郡山市地域生活支援プログラム支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、支援チームの構成員の連携を図るとともに、実施手順等について調整する。

2 支援チームの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 援護事務担当職員
- (2) 支援給付担当職員
- (3) 生活保護担当職員
- (4) 支援・相談員等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

## (役割分担等)

第5条 援護事務担当職員は、郡山市地域生活支援プログラム担当責任者（以下「プログラム担

当責任者」という。)として、支援・相談員等との連携を図り、支援状況の把握を行うとともに、支援の円滑な実施を図ることとする。

2 支援給付担当職員及び生活保護担当職員は、郡山市地域生活支援プログラム実施機関職員(以下「実施機関職員」という。)として、必要に応じて支援・相談員等と同行し、事業対象者の家庭訪問及び支援についての助言を行うほか、プログラム担当責任者との連絡調整及び事業対象者に対する支援状況の把握を行う。

3 支援・相談員等は、単独又は必要に応じて実施機関職員と同行又は協力し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 事業対象者への家庭訪問の実施並びにその生活状況、プログラム事業への参加の意思の確認及び希望する支援の内容のプログラム担当責任者への報告

(2) 事業対象者が日常生活上抱えている問題を踏まえた事業対象者にもっとも適した支援についての助言

4 支援・相談員等は、事業の実施にあたり、中国帰国者支援・交流センター、公共職業安定所その他の各種関係機関と連携を図るものとする。

5 支援・相談員等は、業務を遂行するための必要な知識を得るため、積極的な研修の受講に努めるものとする。

(支援の進め方)

第6条 プログラム事業における事業対象者に対する支援は、支援・相談員等及び実施機関職員が中心となり、当該事業対象者の生活状況等を把握の上、本人の申請により行うものとする。

2 プログラム担当責任者は、前条第3項第1号の報告により支援の可否について判断し、支援を必要と判断したときは、郡山市地域生活支援プログラム参加による支援メニュー等確認書(第1号様式。以下「確認書」という。)を作成する。

3 市長は、確認書を精査の上、プログラム事業における支援内容を決定し、地域生活支援プログラム参加による支援メニュー等決定書(第2号様式)を当該事業対象者に送付し、その写しを支援チームへ送付するものとする。

4 支援チームは、決定した支援内容に基づき支援を行うとともに、実施状況の確認を行うため、必要に応じ家庭訪問等を行うものとする。

(支援内容)

第7条 プログラム事業における支援内容は、次のとおりとする。

(1) 市が実施する日本語教室への参加支援

(2) 生活保護受給者等就労支援事業の活用

2 前項第1号に規定する日本語教室への参加支援の対象となる者(以下「参加支援対象者」という。)は、自力で日本語教室の会場への往復が可能な者であり、かつ、日本語が不自由なため地域社会から孤立している者のうち、日常的な会話及び交流を求めており、日本語教室の参加により自立の阻害要因を排除することができると認められる者とする。

(交通費の支給)

第8条 市長は、参加支援対象者に対し、前項第1号に規定する日本語教室の紹介を行い、必要に応じて日本語教室参加に要する交通費(以下「交通費」という。)を支給するものとする。

2 交通費の額は、電車、バスその他公共交通機関(タクシーを除く。)による、一般に利用する最短の経路の運賃の実費とし、1会計年度につき1人あたり100,000円を限度とする。

- 3 交通費は、参加支援対象者の請求により支給するものとし、参加支援対象者が当該請求をするときは、地域生活支援プログラムによる出席（参加）証明書兼交通費支給請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の請求は、月単位で行うものとし、翌月の10日までに行わなければならない。
- 5 市長は、前2項の規定による請求があったときは、請求の内容を精査し、必要に応じ日本語教室実施機関に確認の上、適当と認めた場合は、速やかに当該対象者に交通費を支払うものとする。

（返還）

第9条 市長は、参加支援対象者が、偽りその他不正な行為により交通費の支給を受けたときは、当該支給額の全部を返還させるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。





## 郡山市地域生活支援プログラム事業参加による 出席（参加）証明書 兼 交通費等支給請求書

郡山市長

出席（参加）者 住所

氏

名

⑩

1 私は、下記のとおり出席（参加）したので、交通費を請求します。

出席 (参加) 証明書	出席（参加） 年月日	年 月 日	年 月 日	
	実施機関名	上記の者は、上記出席（参加）年月日のとおり出席したことを証明します。  <span style="float: right;">⑩</span>		
交通費	利用した交通機関	電車・バス	金額	片道 円
	乗車駅（停留所）名			× 2 × _____ 回
	降車駅（停留所）名			= _____ 円①

**※ タクシー及び自家用車は、支給対象とはなりません。**

2 請求額等

請求額（①）	¥ 円			
希望する 支払金融機関	銀行 名等	銀行 信用金庫・農協	支店名	支店 出張所
口座番号	普通・当座	口座 名義	※カタカナで記載してください。	